

町民の皆さまへ町長からのお願い

～新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために～

政府が4月7日に発令した7都府県を対象地域とする「緊急事態宣言」は、4月16日に対象地域を全国に拡大し、5月4日にはその期限を5月31日まで延長しました。

また、期限の延長に合わせて基本的対処方針を改定し、重点的な対策が引き続き必要な特定警戒都道府県では、これまでどおり人と人との接触8割減を求める一方、それ以外の感染が抑制されている本県など34県については、外出自粛や施設使用制限の一部緩和など、社会経済活動を部分的に容認したところです。

これを受けて青森県も新しい対応方針を決め、新型コロナウイルスの感染が確認されているものの、感染がまん延している状況にはなく、当面の封じ込めがなされている状況だとし、県内における感染のまん延や医療崩壊を回避するとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることを基本目標に掲げました。

本町においても国および県の対応方針に準じた感染防止対策を講じてまいります。県内はもとより、近隣市においても感染症患者が確認されていることから、いつ本町で感染が発生しても不思議ではありません。そこで町民の皆さま、さらには本町に移動されてきた皆さまに、自分や大切な人の命を守るためにも引き続き、次の対策について、より一層のご協力をお願いします。

- ◆イベント、会議、スポーツ、夜間の会食など、日常のあらゆる場面で、密閉・密集・近距離での会話といった「3密」を避けるとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、体調不良時は自宅で安静にするなど、感染拡大防止につながる行動をお願いします。
- ◆外出する際はマスクを着用し、人と適切な距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保をお願いします。
- ◆不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動は極力お控えいただき、特に、特定警戒都道府県との往来について自粛をお願いします。また、必要な移動についても、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重な判断をお願いします。
- ◆特定警戒都道府県から移動をされてきた皆さまにおかれましては、2週間は不要不急の外出を自粛していただき、毎日検温するなど健康観察をしてくださるようお願いいたします。
- ◆感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター（上十三保健所 Tel 0176-22-3510）」に連絡をお願いします。

町では、緊急事態宣言の全国拡大や、期限が延長されたことを重く受け止め、町民の命と暮らしを守るため、これまで以上に感染拡大防止に向けて全力を尽くしてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和2年5月7日

東北町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 東北町長 蛸 名 鉦 治